船舶インシデント調査報告書

令和２年９月１６日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年１１月２３日　０９時００分ごろ
発生場所	和歌山県由良（ゆら）港 　紀伊由良港ムロノキ鼻灯標から真方位０５８°６２０m付近 　（概位　北緯３３°５７.１′　東経１３５°０５.７′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、アイドリング状態で漂泊中、発進する際に船外機の推進器が回転しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和２年１月３０日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 ミニボート　（船名なし）、総トン数なし（長さ約２.７m） 　なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北東、風力　１、視界　良好 海象：海上　平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者ほか１人が乗り、釣り場で船外機をアイドリング状態として釣りをしながら漂泊中、操縦者が、釣り場を移動しようとクラッチを前進方向に入れたところ、推進器が回転せず、原因が分からなかったので運航不能と判断して１１８番通報を行った。 　本船は、海上保安庁から救助の要請を受けて来援した漁船にえい航されて出航地に戻り、操縦者が点検した結果、船外機の出力軸に装備されて過負荷時に破断する様に設計された推進器との接続金具（シャーピン）が切損し、推進器が回転しない状態となっていた。 　本船は、約１ヶ月前、推進器に釣り糸を巻き付けたことがあり、巻き付いた釣り糸を除去した後、複数回釣りに出ていた。 　操縦者は、本インシデント後に推進器を点検した際、以前に絡んだ釣り糸が残っていたので、推進器が過負荷となっていたのではないかと思った。
分析	本船は、アイドリング状態で漂泊中、発進する際に船外機のシャーピンが折損したことから、推進器が回転しなくなって運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、アイドリング状態で漂泊中、発進する際に船外機のシャーピンが折損したため、推進器が回転しなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	られる。 ・船外機の推進器に釣り糸等の巻き付きや障害物との接触が発生した際、巻き付きを排除するなどだけではなく、取扱説明書に従ってシャーピンの状態を確認し、シャーピンに摩耗や変形を認めた場合、交換すること。